

いたします。

○議長（末次性男君） 次に賛成者八番吉岡一三君

（八番 吉岡一三君 登壇）

○八番（吉岡一三君） 私は本案に對しまして賛成討論をいたします。ただし十番議員の松山君より本案について反対討論が行なれないとしたが、私はさうたく別な立場から賛成の討論を行ないます。松山君の反対理由については加美平事業の点であると思ひますが、加美平区更整理事業については昭和三十八年度より事業が行なわれております。当初計画期間は五年計画で予算六億四千六百七十八万円を充足し反対のため期間を三カ年延長した。昨年三月に終結することになつておりました。が、予算が昨年三月審議されたが、これが完成にいたらずさらに計画変更をした。期間をさらに三年延長した十一億二千四百八十四万八千円として継続した。こととなりあしかけ十年目になります。のひねりのひるほど、諸物価も高くなり市の財政出費はかさむばかりでござります。のひねり、すでに議員諸君の承認のとおり再三定例会で加美平問題につ

いては一般債間が行なわれ、権利者の方あるいはいろいろな方から議論され、地区住民、近隣市町村にも迷惑をかけるというような膨大な損害をのけております。ことは承認のとおりだと思ひます。本予算案の

事業遂行上適正に編成されたものと思ひます。なお本議案は建設委員会において慎重に審議され全員一致で可決されたもの、適正な予算と思ひます。本予算遂行上適正に編成されたものと考えます。委員会決定を尊重くださるようお願い申しあげまして賛成討論といたします。

○議長（末次性男君） 以上で討論を終ります。

いより本案について起立により採決いたします。議案二十一号昭和四十七年度福生市福生都市計画福生土地区更整理事業会計予算について委員会報告とあり原案可決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立三十二名、多数であります。よって議案二十一号昭和四十七年度福生市福生都市計画福生土地区更整理事業会計

計予算は委員会報告とおり原案可決と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程十九議案オ二十三号昭和四十七年度福生市公共用地会計予算を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。 総務委員長（森田秀雄君）

（総務委員長（森田秀雄君）登壇）

○総務委員長（森田秀雄君） 指名がありましたので、審査報告を申しあげます。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

続きまして本案審査について補足説明を申しあげます。

まず担当主幹から説明を求め、それによりますと当予算は土地開発基金の運用による利息等をこの会計に入れ一般会計の基金に於て整理するので、基金のある限り存続するのである。そのオ入オ出の総額は^{二十五}五万円で、オ入においては前年度繰越金五万円、預金利子二十万円である。オ出においては一般管理費二十二万

五千円、職員の旅費、消耗品、予算決算の印刷代、科目配置のため土地開発基金積立金十五万円、予備費三万五千円としたものである。

質疑におよば、予算の性格から旅費や贈賞は不用かと思うが、——ということに對して、地主の交渉等管理費であるので

需用費も当然必要とってくる。又買収地の維持管理とするので、賃金等も必要とする。——等の答弁があり、当委員会としては全員一致で原案を可決すべきものと決定した次第であります。何とぞよろしくご審議のうえに可決くださるようお願いいたします。して報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長への審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

○二十一番（名田 博君） 総務委員長にお尋ねいたしますが、総務委

員会はおかしいんじゃないですか、オにも日程の順序を間違えたり、今度は日程と報告書が違つてくるじゃないですか、日程表では

議案オ二十三号昭和四十七年度福生市公共用地会計予算となつてい

議案審査報告書には、件名、議案オ二十三号昭和四十七年度
公共用地会計予算」となっておりますが、これはどちらが正しいん
ですか、報告書が間違っているんじゃないですか。

「議長休憩」と呼ぶ者あり」

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午後一時五十五分 休憩

午後二時 十分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務委員長（森田秀雄君） 先ほどの審査報告におき、件名にミス
プリントがありすしたの、つしんでお詫い申しあげます。

「昭和四十七年度福生市公共用地会計予算」と訂正したいと
思いますので、了承くださるようお願いいたします。

「了解」と呼ぶ者あり」

○議長（末次性男君） ただいまの訂正発言についてはこれを承認するこ
とに、異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（末次性男君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。
引き続き質疑を行います。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○四番（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております、議案オ二十三号については討論を
省略し、委員会の報告とあり決定されることを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり」

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま田村市郎君から
所定の賛成者を得、本案は討論を省略し、委員会審査報告に
とあり可決したい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり
決することに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案オ二十二
号昭和四十七年度福生市公共用地会計予算は、委員会審査報告に

とおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程才十議案才二十三号 昭和四十七年度福生市水道事業会計予算を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。 厚生委員長 関米吉君

（厚生委員長 関米吉君 登壇）

○厚生委員長（関米吉君） ご指名がございましたので、議案才二十三号に対する審査報告を申しあげます。

（議案審査報告書白朗読） 別添参照

続きまして、補足説明をさせていただきます。

本予算につきましては、本日の日程才一議案の訂正について申しあげましたように、理事者側より附属書類の一部について数字の訂正願いが提出され、委員会としてはそれと了承したうえで、審議いたしましたことをまずご了承いただきたくお願い申しあげます。

本予算の大綱におきましては、すでに本会議におきても説明をしておりますが、当委員会としては水道課長よりさらに細部にわたって説明を受け、審議に入つたものであります。その説明の大綱は次のようであります。

まず、資本的収入及び支出の総額は、それぞれ一億六千五百三十一万八千円を予定しておりますが、そのうち収入におきましては、営業収益としての水道料金収入が一億五千四百八十万円、収入のほとんどを占め、営業外収益におきましては、受託工事収益の六百万円がその大部分である。

一方支出は総額において前年比八・六％のアップで、その主なものは、営業費用の一億一千二百九十九万五千円、その内訳は、原水及び浄水費で一千四百六十六万四千円、配水及び給水費が三千四百七十七万六千円、受託工事費が百五十万三千円、集積計等の業務費一千八百五十五万二千円、内部の事務費としての総保費一千三百九十九万四千円、減価償却費二千七百六十六万四千円、資産減耗費百六十万円となっております。これらの原水及び浄水費の中には、今年七月、八月の湯

水期の万に備えて都からの分ホ、一日八百トンの六十二日分、費用九十四万三千円も含んであります。又営業外費用は五十九万二千三百円です。その主なるものは、二十七年以降の企業債利息の四千四百六十四万八千円と、二、二、七及び其地排水路にかゝる受託工事委託料の六百万円であります。

資本的収入及び支出の予定総額は、まず収入額は六千九十九万、支出額は一億四百七十三万二千円、収入額が支出額より四千三百八十三万二千円不足する。この不足額は当年度損益勘定留保資金の金額である二千九百三十一万四千円と、建設改良積立金の四千六百十三万九千円中から四千四百五十二万八千円を支出し補てんせんとするものであります。

なおこの資本的収入及び支出の内容をあります。まず収入の六千九百万は、水四期拡張事業の起債分として六千万円、消火栓六基設置にともなう一般会計からの負担金九十万円を予定してゐる。又支出一億四百七十三万二千円の主なる内容は、建設改良費としての四期事業費として八千七百二十九万六千円、量水器購入等の

農業設備費百八十八万三千円の計八千九百七十九万九千円、二十三年度から四十四年度にわたる起債の償還金に一千三百五十五万三千円、ほかの準備費としての二百万円がその内容であります。

さらに資金計画においては、事業収益、企業債及び繰越金等の受入資金は三億百三十三万三千円、これに対し支払資金は事業費、建設改良費、企業債償還などによって二億三千五百九十二万四千円、差引き六千五百四十万二千円と予定してゐる。

又四十六年度予定損益計算書においては四十六年度水道会計純利益金は九百八十九万八千円を予定してゐる。——以上の説明があり、これに對しまして各委員より、資本的支出の面で不足する四千三百八十三万円の補てん財源があるところの当年度損益勘定留保資金と建設改良積立金の内容はどのようなものか、又八条のたな卸資産の購入限度額五百四十五万五千円の内容はどのようなものか、水四期拡張工事の内容はどのようなものであるか、——等について質疑があり、それを水道課長より詳細なる説明があつて了承され、ついで本案について採決したところ、全員異議なく

原案とあり不決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ本委員会の決定とありご不決あらんことをお願いし補足説明といたします。

○議長（末次性男君） 以上が委員長への審査報告は終了しました。

こより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上が質疑を終ります。

○四番（田村市郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第二十三号は討論を省略し委員会の報告とあり決定せしめんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま田村市郎君から

所定の賛成者を得て本案は討論を省略し委員会審査報告とあり不決せたい旨の動議が提出せられました。本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よつて議案第二十三号

昭和四十七年度福生市水道事業会計予算は委員会審査報告とあり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程才士、請願才九号左日朝鮮公民の国民健康

保険適用に関する請願書と議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。厚生委員長関米吉君。

（厚生委員長関米吉君登壇）

○厚生委員長（関米吉君） 審査報告を申しあげる前に報告書の

ミスプリントがござりますので、誠に恐縮でございますけれども委員会開会月日が「昭和四十七年十二月十七日」となっておりますので、これを「十七日」と訂正願いたいと思ひます。

（請願審査報告書朗読）別添参照

本請願につきましてはただいま報告申しあげましたように去る十二月十四日の分四回定例会において当委員会に付託されたもので

あります。定例会の会期中においては結論を得るに至らず、会中の継続審査を申し出さし、お評しをいたさすして慎重に審議を重ねた結果、ようやく当委員会として結論に達したものであります。本請願についてその紹介の労を取られました名田博議員、石川信義議員及び大野行夫議員に対し審議期間が非常に長いこととすすお詫の申しあけを次でさせていただきます。

本委員会の審査の概要について補足説明を申しあげます。本委員会は十二月十四日、この請願が付託された直後の十二月十七日の委員会におきます第一回の審議を行なったわけであり、その席上において国民健康保険法から外国人が除外されている理由及び外国人の中の韓国人が日韓協定により昭和四十三年度から被保険者となることになり、日厚生省令の改正にもないます。に百三名加入して、それら加入者の保険料の納入状況、さらには朝鮮公民の加入を認めた場合の事務上生ずるおそれのある事項等について審議した。

ました。事務当局の資料が十分整わず、継続審査となったものであります。ついだ一月二十七日の委員会において担当課長から、

一、福生市における外国人は八百五十九名、このうち朝鮮公民及び韓国人は五百二十七名で永住許可を得てゐるのは三百三十一名、以上のうち国保加入者は百三名で加入率は四五%であること、

二、朝鮮公民及び韓国人の未加入者四百二十四名に国保条例を適用した場合加入率を四五%とすると百九十二名が後か加入するものと予想されること、

三、財政面からみると四十五年度医療費一人当り一萬七千四百九十六円に、なるのでこれを基礎とすると、百九十二名で総医療費が三百三十五万九千三百三十二円である。これに対する市の七割給付分は二百三十三万八千八百八十円となるが、総医療費に対する四割は国庫が支出するので、その分を差引きますと市の年間負担額は九十八万七千四百八十八円、一人当り五千四百四十二円となるので、仮に保険料が五千四百四十二円とすれば収支とんとんであること、

四、外国人の納税所得申請者は百五十二名、固定資産税納入者は

四十二名で未申告者もあり多いが、国保に加入してゐる百三名の納税率は九五%以上であること、——等の説明があったが、なお他市町村における状況等についてさらにも検討の要があるとの意見もあつて再び継続審査となつた次第であります。ついで二月二十三日の委員会におきましては担当課長より、
一、所得状況等の把握についてはある程度の困難はあるが、二年に一回保険証の書きかえがあり、際十分住居等を確認し、保険料の徴収等についてはできる限り努力したい。
二、国保の趣旨徹底と懐務感の向上に努力したい。
三、万一滞納等の場合には一般国保加入者と同等に措置したい。
——等の発言があり、又三多府各市町村におきましては請願の有無にかかわらず適用又は準備中の所が多い等の状況報告もあり、当委員会において人道的面から採択すべきであるとの意見もあつて、採決の結果全員一致で本請願は採択すべきものと決定した次第であります。
併とて当委員会の決定とあり、承認賜りますようお願いいたします。

たしまして補足説明いたします。

○議長（末次性男君） 以上の委員長の審査報告は終了しました。
これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上の質疑を終ります。

おはかりいたします。請願九号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員会報告とあり決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 本異議なしと認めます。よって請願九号は委員会報告とあり採択と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程十二請願十号「交通規制改善に関する請願書」を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告いたします。総務委員長 森田秀雄君

(総務委員長 森田秀雄君 登壇)

○総務委員長(森田秀雄君) 〆指名がありましたので審査報告をいたします。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

続て審査の内容について説明いたします。

本請願の内容は、

- 一、市道ハス号線の萩原建設より五日市線踏切りまでの一方
通交を解除してほしい。
- 二、吉野自転車店前信号機をつけていただきたい。
- 三、有藤博宅前の五差路に信号機をつけていただきたい。

このような内容のものとさせていただきます。

この問題は市側だけで解決できる問題ではなく警察との関係
もあるということからいろいろお願いにのつたわけでございます。

警察側としてはまずオ一次的にオ二小学校わきの一方通交の特速制限
を三十キにから二十キにとし、萩原建設から有藤博宅前に通ず
る交差点と、有藤電化前の交差点を相互一時停止とし、

福生市議会

オ二次的にハス号線の一方通行解除については、吉野自転車店の
見通しを良くするためにすみ切りと一方通行解除延長百五メー
トルの間にガードレールを設置する。この二つの関係を市で措置

したうえに一方通行を解消しようということと、又信号機については
有藤博宅前の交差点についてはすでに警察側より上申中であ
り四十八年度中には設置されると思うが、吉野自転車店前につい
ては五日市線との踏切りもありむずかしいと思うが何んらの措置を考
えたいという警察側からの案があるが、この警察側の案について

当委員会におきかは事故多発の関係からオ一次の二か所の相互
一時停止と二十キに制限することだけのも早急に実施していただ
き、その間においてすみ切りの問題等について理事者とも努力

力することを委員会が確認して、閉会中の継続審査とし、二月

十四日においてはすみ切りについて理事者から説明がなされ
関係地主との交渉の結果了解をいたしたき、吉野自転車店前の

森田幸一さん側を十四、一六平方メートル、反対側の野口さん側を
五、二〇平方メートルを一平メートル一万円で買収することとし、又

カードレールの設置についても本年途中に行なうとして、西方面一百円ぐらいかかるということである。このような説明がなさい当委員会としては四十六年度とありますところゆづかであるが一日と早く請願の主旨が実現されるようお願いし、採択すべきものと決定した次第であります。

よろしくご審議をください当委員会報告とあり決定くださるようお願いいたします。補足説明といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

いより委員長報告に対する傾疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で傾疑を終ります。

おはかりいたします。請願ヤナ号に対する委員会報告は採択と決定であります。本件は委員会報告とあり決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって請願ヤナ号

は委員会報告とあり採択と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程ヤナ三請願ヤナ一号建設労働者にふさわしい労働者保険の適用と建設国保組合に対する国庫負担増額呈請に関する請願書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。厚生委員長 関米吉君

（厚生委員長 関米吉君 登壇）

○厚生委員長（関米吉君） 誠に審査報告書のミスが相次いで非常に悲縮を感ずますが、この審査報告にも大きなミスがございします。であらぬため議長からおはかりいただきまして訂正の承認をいただきたいと思ひますが、委員会の用今日で「昭和四十六年十二月三十一日」とございます。これは「昭和四十七年一月三十一日」の誤りがありますので、誠に悲縮を感ずますが「四十七年一月三十一日」と訂正方を承認を賜りますようお願いいたします。